

外国人の在留管理に関する検討事項

基本的な認識

外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みを構築することにより、的確な在留管理を行う必要がある。

検討事項

○ 情報の正確な把握

- ・ 市町村が行っている外国人登録制度を見直し、在留情報の把握・管理を強化する制度を検討
 - ➡ これに当たっては、利便性の向上に配慮
- ・ 就労先等受入れ機関による入管への報告の義務化を検討

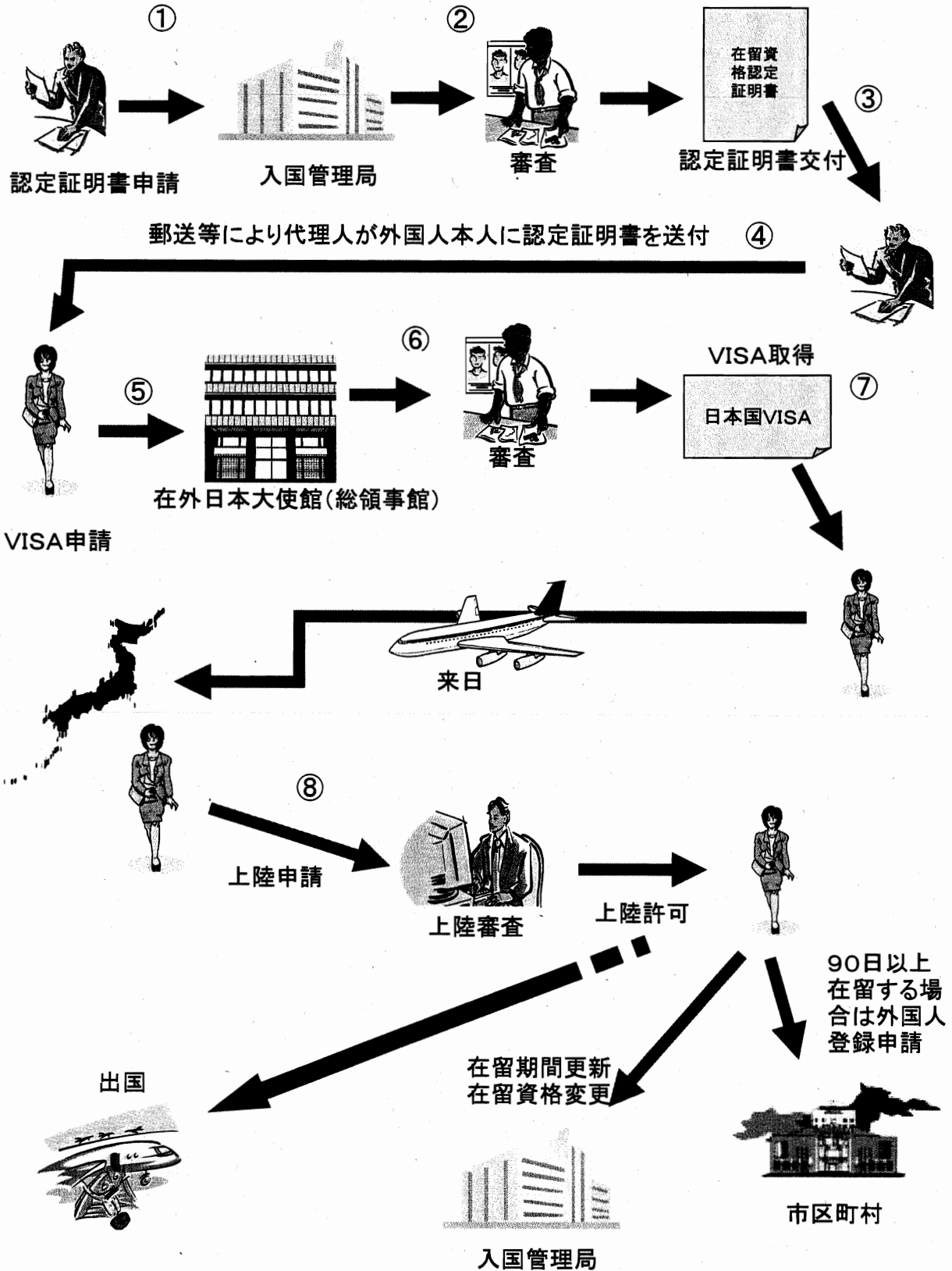
○ 情報の総合管理機能の充実

- ・ 審査情報、外国人登録情報、退去強制情報、航空会社からの情報、関係機関からの情報などを総合的に収集・分析する機能の充実を検討

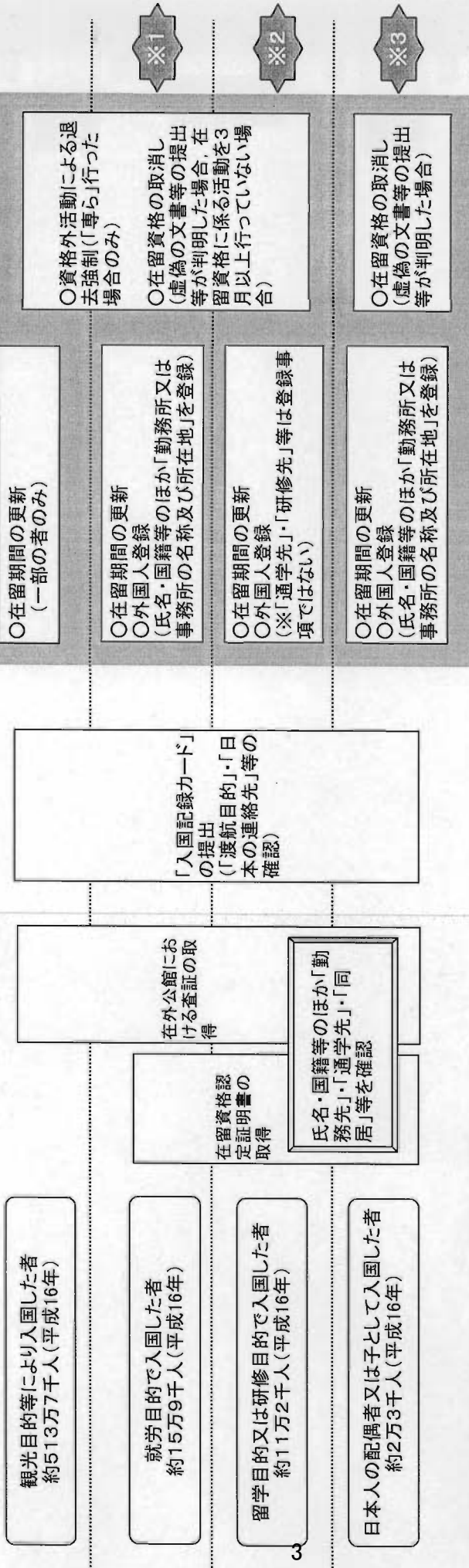
効果

- 在留状況を正確に把握することを可能とし、
 - ・ 在留期間の長期化など規制緩和を容易にして、外国人の利便性を図ること
 - ・ 不法滞在者等の強力な摘発・円滑な退去強制ができるようになる。

外国人の入国・在留管理の流れ



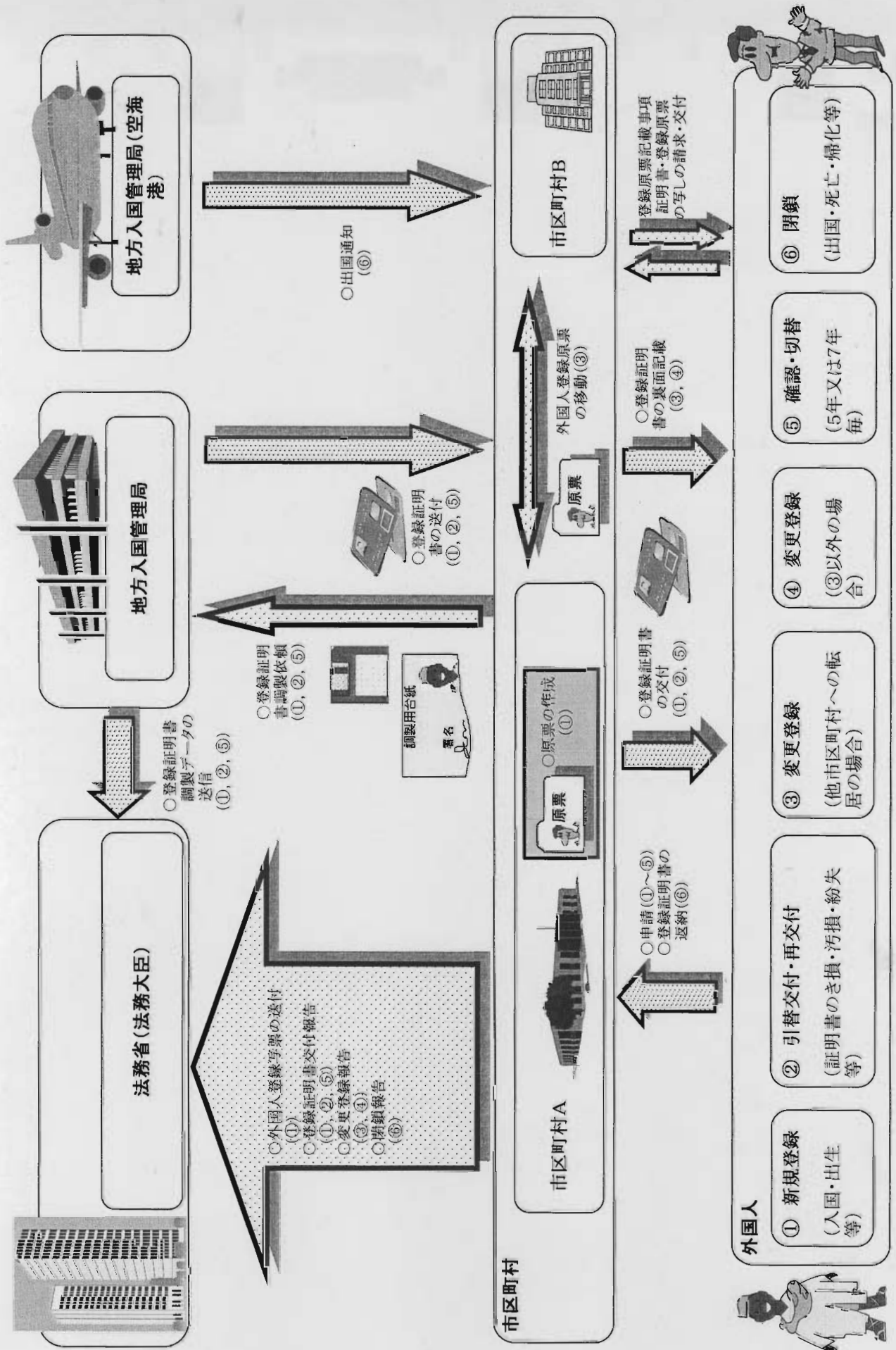
外国人の在留管理の現状



在留資格別の管理上の問題点・課題

- ※1 (就労) 入国後の勤務先変更や退職について、報告義務がないため、入管において的確な把握が困難。外国人登録上の勤務先も変更登録義務はあるが、電算処理されていないため、即時の把握が困難。
- ※2 (留学) 入国後の通学先変更や退学について、報告義務がないため、入管において的確な把握が困難。「通学先」、「研修先」は登録事項ではないため、情報入手は不可能。
- ※3 (日配) 我が国での活動に制限がない(単純労働も可能)ため、偽装結婚等の手口も益々悪質・巧妙化。離婚により日本人の配偶者でなくなっても、退去強制・在留資格の取消しの対象とはならない。

外国人登録の流れ (概要)



外国人登録に係る情報の管理状況

	登録原票記載情報 (登録事項)	変更登録	
		14日以内	次回手続時
1	登録番号	—	
2	登録年月日	—	
3	氏名	○	
4	出生年月日	—	
5	性別	—	
6	国籍	○	
7	国籍国の住所		○
8	出生地	—	
9	職業 (永住者・特別永住者を除く)	○	
10	旅券番号		○
11	旅券発行年月日		○
12	上陸許可年月日	—	
13	在留の資格	○	
14	在留期間	○	
15	居住地	○	
16	世帯主の氏名		○
17	世帯主との続柄		○
18	世帯構成員身分事項 (世帯主の場合のみ)		○
19	本邦にある父母及び配偶者		○
20	勤務先の名称委・所在地 (永住者・特別永住者を除く)	○	

* 登録原票は市区町村が常備し、管理している。

* 登録事項は、登録番号等6項目の不変更事項と居住地等15項目の変更登録事項とがある。

* 変更登録は、事由発生から14日以内に手続を行うものと、次回何らかの手続時に行うものがある。